

○西東京市立公園条例

平成13年1月21日条例第133号

改正

平成19年9月25日条例第60号
平成25年3月29日条例第9号
平成25年12月16日条例第37号
平成27年3月30日条例第31号
平成30年3月29日条例第15号
平成30年12月5日条例第35号

西東京市立公園条例

(目的)

第1条 この条例は、西東京市立公園（以下「市立公園」という。）の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立公園 都市公園及び都市公園以外の公園をいう。
 - (2) 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市立の都市公園をいう。
 - (3) 都市公園以外の公園 都市公園以外の市立の公園、子供の遊び場又は緑地をいい、西東京市（以下「市」という。）が当該公園、子供の遊び場又は緑地に設ける公園施設に準じる施設を含むものとする。
 - (4) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
 - (5) 公園施設等 公園施設及びこれに準じて都市公園以外の公園に設けられる施設をいう。
 - (6) 有料施設 第4号の公園施設のうち、有料で利用する公園施設をいう。
 - (7) 占用 市立公園において公園施設等以外の施設又は工作物を設置することをいう。
 - (8) 占用者 前号に規定する占用について、市長の許可を受けた者をいう。
 - (9) 使用 市立公園において各種の催物又は集会等の行為のため、当該公園の全部又は一部を独占して利用することをいう。
 - (10) 使用者 前号に規定する使用について、市長の許可を受けた者をいう。
 - (11) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- (市立公園の設置、変更及び廃止)

第3条 市長は、市立公園の設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を定め、公告する。

2 市長は、市立公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は市立公園を廃止するに際しては、当該市立公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を公告する。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条の2 市の区域内の法第2条第1項に規定する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の3 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、当該都市公園の特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように当該都市公園の敷地面積を定めること。
- 2 市が前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園（以下この項において「前項以外の都市公園」という。）を設置する場合においては、当該前項以外の都市公園の設置目的に応じて前項以外の都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及び当該前項以外の都市公園の敷地面積を定めるものとする。
- （公園施設の建築面積の基準）

第3条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第3条の5 法第4条第1項ただし書（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例で定める範囲は、次項から第6項までに定めるところによる。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物（次項各号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10（第6項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 3 前項の休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3に規定する建築物
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- (3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
- 4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条に規定するものを設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 5 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 6 法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前4項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10（第2項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

（園路及び広場）

第3条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち1以上は、次項から第5項までの基準に適合させなければならない。

- 2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及びバリアフリー法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備

を設けるものとする。

- 3 階段（当該階段の踊場を含む。以下同じ。）を設ける場合は、規則で定める基準に適合させるとともに、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下同じ。）を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもって傾斜路に代えることができる。
- 4 次条から第3条の12までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続しているものとする。
- 5 出入口、通路及び傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設する傾斜路に限る。）は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（屋根付広場）

第3条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、当該屋根付広場のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該屋根付広場の出入口を規則で定める基準に適合させなければならない。

（休憩所及び管理事務所）

第3条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該休憩所の出入口並びにカウンター及び便所（カウンター及び便所を設ける場合に限る。）を規則で定める基準に適合させなければならない。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上」とあるのは「管理事務所」と、「休憩所の出入口」とあるのは「管理事務所の出入口」と読み替えるものとする。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第3条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（駐車場）

第3条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場のうち1以上は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者専用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

（1） 当該駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数

（2） 当該駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数

- 2 車椅子使用者専用駐車施設は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（便所）

第3条の11 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（水飲場及び手洗場）

第3条の12 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場を設ける場合は、当該水飲場及び手洗場のうち1以上は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（掲示板及び標識）

第3条の13 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、規則で定める基準に適合させなければならない。

- 2 第3条の6から前条まで及び前項の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、当該標識のうち1以上は、第3条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条の14 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第3条の6から前条までの規定によらないことができる。

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第3条の15 法第5条第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次の事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事実施の方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 都市公園の復旧方法

コ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次の事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。）

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

(公園施設に関する制限)

第3条の16 都市公園法施行令第8条第1項に規定する一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する条例で定める割合は、100分の50とする。

(行為の制限)

第4条 次に掲げる行為のため市立公園を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売若しくは頒布又は業としての写真若しくは映画の撮影その他の営業行為をすること。

(2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、市立公園を使用すること。

(市立公園の使用)

第5条 前条の許可に係る申請をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条各号に掲げる行為が公衆の市立公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、使用の許可を与えることができる。

3 市長は、前項の使用の許可に、市立公園の管理のために必要な範囲内で条件を付することができる。

4 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(管理施設の利用)

第5条の2 法第2条第2項第5号に規定する市立公園に設けられた運動施設及び同施設に設置されている照明設備（以下これらを「管理施設」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、管理施設の利用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、管理施設の管理のために必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 市立公園において市長の許可なく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市立公園を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 植物若しくは土石類を採集し、又は損傷すること。
 - (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (4) 広告宣伝をすること。
 - (5) 立入り禁止区域に立ち入ること。
 - (6) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
 - (7) 前各号のほか、市立公園の管理上支障があると認められる行為をすること。
- (利用の制限又は禁止)

第7条 市長は、市立公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合、又は市立公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合には、市立公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて市立公園の利用を制限し、又はその利用を禁止することができる。

(市立公園の占用)

第8条 市立公園において占用をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に係る申請は、次の事項を記載した許可申請書によるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業等
- (2) 占用しようとする市立公園の名称及び位置
- (3) 占用の目的
- (4) 占用の期間
- (5) 工作物その他の物件又は施設の種類及び数量
- (6) 占用物件の管理の方法
- (7) 工事の実施方法
- (8) 前各号のほか市長が指示する事項

3 市長は、占用物件が法第7条各号に掲げる事項に該当し、市立公園の占用が公衆の利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、占用の許可を与えることができる。

4 市長は、前項の占用の許可に、市立公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

5 占用者は、占用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 占用物件の構造に影響を与えない修繕及び占用物件の塗装（外部の塗装については、色彩の著しい変更の伴わないもの）
- (2) 占用物件の主要構造物に影響を与えない内部の模様替え
(有料施設の利用時間等)

第8条の2 有料施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

公園名	施設名	利用時間
西東京いこいの森公園	駐車場	午前9時から午後7時まで
田無市民公園	市民公園グラウンド及び同グラウンドに設置されている照明設備	午前9時から午後9時まで

2 指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の表に規定する駐車場の利用時間を延長することができる。

3 有料施設の休場日は、規則の定めるところによる。
(占用料等)

第9条 市長は、次に掲げる者から別表に定める使用料又は占用料（以下「占用料等」という。）を徴収するものとする。

- (1) 第5条第2項若しくは第8条第3項又は法第5条第1項の規定により使用又は占用（以下「占用等」という。）の許可を受けた者
- (2) 有料施設の利用者

2 占用等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより占用等の期間に係る占用料等（有料施設

の使用料を除く。以下この項において同じ。)を、占用等の許可があった際に全額を納入しなければならない。ただし、当該占用等の期間が翌年度以後にわたる場合の翌年度以後の占用料等は、毎年度当初に支払うものとする。

3 別表(3)の項に規定する駐車場(以下「有料駐車場」という。)の利用者は、規則で定めるところにより使用料を納入しなければならない。

4 管理施設の利用者は、規則で定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(占用料等の減額又は免除)

第10条 公共の用に供するため占用等をするとき、又は使用者、占用者若しくは有料施設の利用者(以下これらを「占用者等」という。)の責めに帰することのできない理由によって占用等若しくは有料施設の利用ができなくなったときその他市長が必要と認めるときは、前条に規定する占用料等を減額し、又は免除することができる。

(占用料等の不還付)

第11条 第9条の規定により既に納入された占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 占用者等の責めに帰さない理由により占用等又は有料施設の利用をすることができなくなったとき。

(2) 占用者等(有料施設を利用する者を除く。)が占用等を開始する日の7日前までに占用等をしない旨の申出をしたとき。

(3) 管理施設の利用の許可を受けた者が管理施設の利用の日の7日前までの日(管理施設の利用の許可があった日から管理施設の利用の日までの期間が8日未満のものにあつては4日前までの日)までに管理施設の利用の中止又は利用の内容の変更の申出をしたとき。

(権利の譲渡等)

第12条 占用者等は、占用等の権利又は管理施設の利用の権利(以下これらを「権利」という。)を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

第13条 市長は、占用者等が次の各号のいずれかに該当した場合は、この条例の規定による占用等の許可の取消し、管理施設の利用の許可の取消し、その効力の停止、許可条件の変更、行為の中止又は市立公園の原状への回復を命ずることができる。

(1) 第4条、第5条第4項又は第5条の2第1項の規定に違反して市長の許可を受けずに市立公園を使用し、又は利用したとき。

(2) 第5条第3項又は第5条の2第2項の規定に基づき付された条件に違反して市立公園を使用し、又は利用したとき。

(3) 第6条各号に掲げる行為を市長の許可を受けずにしたとき。

(4) 第7条の規定による市立公園の利用の制限又は禁止に違反した行為をしたとき。

(5) 第8条第1項又は第5項の規定に違反して市長の許可を受けずに市立公園を占用したとき。

(6) 第8条第4項の規定に基づき付された条件に違反して市立公園を占用したとき。

(7) 第12条の規定に違反して権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。

(8) 偽りその他不正な手段により、占用等又は管理施設の利用の許可を受けたとき。

(9) 前各号のほか、この条例の規定に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、前項に基づく処分をするほか、占用者等に対し必要な措置を命ずることができる。

(1) 第7条に定める状況になったとき。

(2) 非常災害時における避難場所として市立公園を使用するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下これらを「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号のほか保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 工作物等を保管したときは、速やかに前条各号に掲げる事項を告示すること。
 - (2) 前号の告示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、規則で定める当該告示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下これらを「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該告示の要旨を市の発行する広報紙等に掲載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
(工作物等の価額の評価の方法)

第13条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の取引の実例価格、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。
この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第13条の5 市長は、法第27条第6項の規定により、保管した工作物等について規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第13条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第14条 市立公園の占用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 市立公園の占用等を廃止し、又は占用等の期間が終了したとき。
- (2) 市立公園を損傷し、又は損壊したとき。
- (3) 第29条第1項の規定により市立公園を原状に回復したとき。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、市立公園の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるもの（以下「管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 市立公園の維持管理に関する業務
 - (2) 第5条の2の規定により、管理施設の利用の許可を与えること。
 - (3) 第7条の規定により、市立公園の利用を制限し、又は禁止すること。
 - (4) 有料駐車場の利用の許可に関すること。
 - (5) 第9条から第11条までの規定により、有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減額、免除及び還付に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
- 2 前項第2号の場合にあつては、第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項第3号の場合にあつては、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項第5号の場合にあつては、第9条から第11条まで及び別表の規定を準用する。この場合において、第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「有料施設を利用する者が納入する使用料」とあるのは「有料施設を利用する者が納入する利用料金の上限額」と読み替えるものとする。

5 指定管理者が第1項及び前項の規定により利用料金を収受する場合は、別表に定めるところにより、利用料金の額をあらかじめ市長の承認を得て定め、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者の公募)

第16条 市長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申込み)

第17条 団体は、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

(1) 市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の事業計画書（以下「事業計画書」という。）

(2) その他市長が必要とする書類

(欠格事由)

第18条 市長又は副市長が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

2 市の執行機関たる委員会の委員又は監査委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

3 市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体は、指定管理者となることができない。

(指定管理者の選定)

第19条 市長は、団体の中から、次に掲げる基準により最も適切な管理業務を行うことができると認められる団体を、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）に選定するものとする。

(1) 市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理業務ができること。

(3) 事業計画書に沿った管理業務を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) その他市長が別に定める基準

(指定管理者の指定)

第20条 指定管理者の指定は、指定候補者について、地方自治法第244条の2第6項による市議会の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定期間)

第21条 指定管理者の指定期間は、5年間とする。ただし、第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の公表)

第22条 市長は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。

(協定の締結)

第23条 市及び指定管理者は、管理業務に関し協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第26条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務報告の聴取等)

第25条 市長は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理の状況に関し

定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 管理業務を継続させることが適当でないとき。
- (3) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (4) 第19条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により監督上される処分（指定管理者の指定を取り消す処分を除く。）については、西東京市行政手続条例（平成13年西東京市条例第14号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(個人情報取扱い)

第27条 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報については、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため、第23条に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、当該管理業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第28条 指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開について、第23条に規定する協定に基づき必要な対応を行うものとする。

(原状回復)

第29条 占有者等は、市立公園の占有等を廃止したとき、又は占有等の期間が終了したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当と市長が認める場合は、この限りでない。

2 管理施設の利用者は、管理施設の利用が終了したときは、直ちに管理施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当と市長（指定管理者が管理業務を行う管理施設については、指定管理者）が認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、直ちに市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(勧告)

第30条 市長は、市立公園の占有者等又は指定管理者が前条の規定による義務を怠ったときは、原状に回復するように期間を定めて勧告することができる。

(費用徴収)

第31条 市長は、前条の規定による勧告を受けた占有者等又は指定管理者がこれに従わなかったときは、自ら原状に回復し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を占有者等又は指定管理者から徴収するものとする。

(過料)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条各号に掲げる行為を市長の許可を受けずに行った者
- (2) 第13条第1項各号（第2号及び第6号を除く。）に規定することについて同項による市長の命令に違反した者

第33条 偽りその他不正な手段により占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 1 月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、田無市都市公園条例（昭和52年田無市条例第29号）、田無市児童遊園設置条例（昭和48年田無市条例第23号）又は保谷市立公園条例（平成 8 年保谷市条例第15号）（以下「旧条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、旧条例の規定により占用等の許可を受けた者の占用料等については、平成13年 3 月31日までの間、なお従前の例による。当該占用料等は、この条例によって徴収した占用料等とみなす。

4 施行日の前日までに、旧条例の規定により占用等の許可の申請をし、施行日以後にこの条例の規定により当該占用等の許可を受けた者の占用料等については、平成13年 3 月31日までの間、なお従前の例による。

5 施行日の前日までに、旧条例の規定により施行日以後の期間に係る占用料等を徴収している場合は、当該占用料等は、この条例の相当規定により徴収した占用料等とみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成31年度及び平成32年度における占用料に関する特例措置)

7 平成31年度及び平成32年度中に占用する占用物件のうち次の表の種別欄に掲げるものの占用料に係る別表(2)の項の適用については、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の表の金額欄に掲げる額とする。

種別		単位	金額	
			平成31年度	平成32年度
電柱	本柱 支柱 支線	1 本 1 月につき	256円	332円
標識		1 本 1 月につき	182円	236円
水道管下水 道管ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1 メートル 1 月につき	45円	58円
	外径40センチメートル以上 1 メートル未満のもの	1 メートル 1 月につき	114円	148円
	外径 1 メートル以上のもの	1 メートル 1 月につき	228円	296円
電線	電線	1 メートル 1 月につき	22円	28円
	地下電 線	外径40センチメートル 未満のもの	45円	58円
		外径40センチメートル 以上 1 メートル未満の もの	114円	148円
		外径 1 メートル以上の もの	228円	296円
鉄塔		1 平方メートル 1 月につき	228円	296円
変圧塔、マンホールの類		1 か所 1 月につき	228円	296円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 か所 1 月につき	91円	118円

公衆電話所		1 か所 1 月につき	228円	296円
地下の占用 物件	地上露出部分	1 平方メートル 1 月につき	228円	296円
	地下部分	1 平方メートル 1 月につき	114円	148円
高架の占用物件		1 平方メートル 1 月につき	114円	148円
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月につき	228円	296円
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資 の備蓄倉庫		1 平方メートル 1 月につき	228円	296円
太陽電池発電施設		1 平方メートル 1 月につき	228円	296円
保育所その他の社会福祉施設		1 平方メートル 1 月につき	228円	296円
都市再生特別措置法施行令（平成14年政令 第190号）第17条各号に掲げる施設等		1 平方メートル 1 月につき	228円	296円
利便増進施設		1 平方メートル 1 月につき	228円	296円

備考

- 1 占用の期間が1月に満たない端数があるときは、日割をもって計算し、1日に満たない端数は1日として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 3 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。

附 則（平成15年12月19日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の西東京市立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月30日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定、第9条の改正規定（「第5法第2項」を「第5条第1項」に改める部分を除く。）及び別表の改正規定は、西東京市立公園条例第3条第1項の規定による公告の日から施行し、第19条の改正規定は、同年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第19条の改正規定の施行の日前の行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月20日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の西東京市立公園条例（以下「新条例」という。）第16条の規定による団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第21条までの規定の例により行うことができる。
- 3 新条例第20条に規定する指定管理者の指定の日（以下「指定日」という。）の前に支払を受けた指定日以後に係る照明設備の利用に係る利用料金については、新条例の規定による利用料金の前払

とみなす。

附 則（平成19年 5 月10日 条例第33号）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第18条の改正規定 公布の日

（2） 別表（1）の部及び（2）の部の改正規定並びに次項の規定 平成19年 7 月 1 日

（3） 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成19年10月 1 日

（経過措置）

2 別表（1）の部及び（2）の部の改正規定の施行の際、この条例による改正前の西東京市立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされている平成19年 7 月 1 日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表（3）の部の規定は、平成19年12月 1 日以後の田無市民公園内の市民公園グラウンドの利用に係る使用料から適用する。

附 則（平成19年 9 月25日 条例第60号）

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日 条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第 2 条第13号に規定する特定公園施設をいい、当該特定公園施設の新設、増設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）について、改正後の第 3 条の 6 から第 3 条の13までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対して、当該規定は適用しない。

附 則（平成25年12月16日 条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の西東京市立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月30日 条例第31号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 2 の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月29日 条例第15号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月 5 日 条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表（2）の項の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別表（第 9 条、第15条関係）

（1） 法第 5 条第 1 項の許可を受けた者が納入する使用料

区分	単位	金額
土地を使用する場合	1 平方メートル 1 月につき	176円

（2） 第 5 条第 2 項又は第 8 条第 3 項の許可を受けた者が納入する占用料等

種別		単位	金額
電柱	本柱 支柱 支線	1 本	394円

		1 月につき	
標識		1 本 1 月につき	281円
水道管 下水道管 ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1 メートル 1 月につき	70円
	外径40センチメートル以上 1 メートル未満のもの	1 メートル 1 月につき	176円
	外径 1 メートル以上のもの	1 メートル 1 月につき	352円
電線	電線	1 メートル 1 月につき	35円
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの 1 メートル 1 月につき	70円
		外径40センチメートル以上 1 メートル未満のもの 1 メートル 1 月につき	176円
		外径 1 メートル以上のもの 1 メートル 1 月につき	352円
鉄塔		1 平方メートル 1 月につき	352円
変圧塔、マンホールの類		1 か所 1 月につき	352円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 か所 1 月につき	140円
公衆電話所		1 か所 1 月につき	352円
地下の占用物件	地上露出部分	1 平方メートル 1 月につき	352円
	地下部分	1 平方メートル 1 月につき	176円
高架の占用物件		1 平方メートル 1 月につき	176円
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月につき	352円
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫		1 平方メートル 1 月につき	352円
太陽電池発電施設		1 平方メートル 1 月につき	352円
保育所その他の社会福祉施設		1 平方メートル 1 月につき	352円
都市再生特別措置法施行令第17条各号に掲げる施設等		1 平方メートル 1 月につき	352円
利便増進施設		1 平方メートル 1 月につき	352円
物品を販売し、又は頒布する行為		1 平方メートル 1 日につき	5 円
募金又は署名運動に類する行為		1 平方メートル 1 日につき	5 円

競技会、集会又は展示会に類する催し	1 平方メートル 1 日につき	11円
業として行う常時の写真撮影のための占用	撮影機 1 台 1 月につき	7, 104円
業として行う臨時の写真撮影のための占用	1 時間につき	100円
映画の撮影のための使用	1 時間につき	10, 700円
その他の使用	1 平方メートル 1 日につき	5 円

(3) 有料施設を利用する者が納入する使用料

公園名	施設名	単位	金額
西東京いこいの森公園	駐車場	2 時間までの基本料金 (1 台当たり)	300円
		2 時間を超える場合の料金 (1 台当たり)	1 時間までごとに基本料金に150円を加算した額
田無市民公園	市民公園グラウンド	3 時間当たり	1, 800円
	照明設備 (市民公園グラウンドに設置されているもの)	1 時間当たり	1, 400円

備考

- 1 占用等の期間が 1 月に満たない端数があるときは、日割をもって計算し、1 日に満たない端数は 1 日として計算する。
- 2 占用等又は照明設備の利用の時間が 1 時間に満たない端数は 1 時間とし、市民公園グラウンドの利用の時間が 3 時間に満たない端数は 3 時間として計算する。
- 3 長さが 1 メートルに満たない端数は、1 メートルとみなす。
- 4 面積が 1 平方メートルに満たない端数は、1 平方メートルとみなす。